

広報
やないづ
お知らせ版



試合終了後、整列する選手のみなさん



さわやかな
汗を流して

今年で四十五回目を数える柳津町職場親善ソフトボール大会が六月六日「柳津運動公園グラウンド」で行われました。

大会は町内に事務所を持つ企業及び団体がソフトボールを通じて社員（職員）同士や他の職場の方との交流を深めることで明るい職場と豊かな町づくりを目指し開催しています。

当日は、天気にも恵まれ各チーム気持ちのよい汗を流していました。結果は次のとおりです。

優勝・滝谷建設工業(株)

準優勝・JA会津みどり柳津地区農青連 三位・会津みどり農業協同組合柳津総合支店 三位・柳津町役場 三位・西山地熱発電所参加企業及び団体

柳津測量設計(株)、(有)広大、柳津町商工会、柳津町社会福祉協議会（福柳苑のぞみ）

子ども手当を受給している方へ

子ども手当を受けている方は、「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、6月1日における子どもの養育状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

●5月31日までに「子ども手当認定請求書」を提出していただいた方につきましては、今回の現況届の提出は不要です。



対象者には個別に通知します

対象となっている方には個別に現況届の通知を郵送しています。

必要なものを持参の上、平成22年6月30日(水)までに町民課又は西山支所へ提出して下さい。

現況届に必要な添付書類

- 受給者(保護者)の健康保険被保険者証の写し
→ 国民健康保険の方は提出不要です。
 - 児童の住民票謄本
 - 別居監護申立書
- } 受給者(保護者)と子どもの住所が異なる場合に提出して下さい。

※現在、子ども手当を受給されていない方で、子ども手当の支給要件を満たしている方は申請が必要となりますので、「子ども手当新規認定請求書」の提出が必要となります。

子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

子ども手当の寄附について

子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これをお住まいの市町村に寄附して、子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいという方は、手続き等についてお問い合わせ下さい。

○不明な点は下記までお問合せください。

問 町民課 住民福祉班 Tel.42-2118

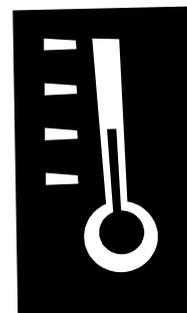


省エネ対策 できることからやってみよう！

いよいよ太陽の光が照りつける暑い季節がやってきました。

各家庭ではエアコンなどの冷房器具を使う機会が多くなると思いますが、つぎの省エネ対策に一人ひとりが取り組み、地球にやさしく快適な夏を過ごしましょう。

- ① 夏の冷房時の室温は 28℃を目安に使用しましょう。
- ② レースのカーテンやすだれなどで日差しをカットしましょう。
- ③ 冷房器具の運転効率を上げるため、フィルターは月に 1 回または 2 回清掃しましょう。
- ④ 照明器具は電球形蛍光灯やLED電球の場合、寿命が長く電気代も少なく済みますので、省エネ型に切り替えましょう。
- ⑤ シャワーは不必要に流さないようにしましょう。
- ⑥ 自動車を運転する際は、無駄なアイドリングはしないようにし、エアコンの使用も控えめにしましょう。
- ⑦ 外出時は、できるだけ車に乗らず公共交通機関(町民バス等)を利用しましょう。



冷房は 28℃を目安に設定しましょう。

問 総務課 企画財政班 Tel.42-2113

クールビズに取り組んでいます

地球温暖化防止及び省エネルギー対策をさらに推進する観点から町役場では、庁内の冷房温度を 28℃に設定するとともに、下記のとおり軽装(クールビズ)に積極的に取り組んでいます。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

- 軽装(クールビズ)
原則として、上着・ネクタイは着用していません。
- 取組み期間
6月1日～9月30日



※ 皆さんの職場や家庭でも、過剰な冷房は控え、室温は 28℃を目途にこまめに調整するなど、省エネルギー対策への取り組みをお願いします。

問 総務課 総務班 Tel.42-2112

貸金業法が大きく変わります

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。

近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題(多重債務問題)となったことから、これを解決するため、平成 18 年、従来の法律が抜本的に改正され、この貸金業法がつくられました。

平成 22 年 6 月 18 日に改正法が施行されます。

利用者の皆さんが安心して借りられるように、下記の点が変わることになりました。

① 総量規制 — 借り過ぎ・貸し過ぎの防止

- ・年収の 3 分の 1 を超える額の新規の借入れができなくなります。
- ・借入れの際に年収を証明する書類が基本的に必要なになります。

② 上限金利の引下げ

- ・法律上の上限金利が 29.2% から、借入れ金額に応じて 15% ~ 20% に引き下げられます。

③ 貸金業者に対する規制も厳しく

- ・法令遵守の助言、指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になります。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

※借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

問 消費者ホットライン(消費生活相談窓口) Tel.0570-064-370

金融庁・金融サービス利用者相談室 Tel.0570-016-811・03-5251-6811

不動産取得税の軽減制度

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ納めていただく県の税金です。

住宅用の土地を取得してから 3 年以内に住宅を新築(中古住宅の場合は、1 年以内に取得)した場合や、住宅を取得してから 1 年以内にその住宅用の土地を取得した場合に、取得した住宅用の土地にかかる不動産取得税を軽減する制度があります。

ただし、住宅(住宅用附属家を含む)の総床面積が 50 m²以上 240 m²以下であることが要件となります。

その他、災害にあったときや公共事業で収用されたときなどの「減免」制度もあります。

これらの制度は、ご本人の申請により減額・減免するものですので、該当すると思われる方は、詳しい要件及び必要書類について、下記へお問い合わせください。

問 会津地方振興局県税部 不動産取得チーム Tel.0242-29-5254

第 29 回クリーンアップ作戦

－ 守りたい 水のきれいな ふるさとの川 －

福島県は河川愛護月間である7月の第1日曜日を「河川愛護デー」と定めています。

ふるさとの美しい川や海を守るため、7月4日、県内一斉に「クリーンアップ作戦」(河川の美化作業)が実施されます。

みんなで参加して、地域の河川をきれいにしましょう。

■実施日時

平成 22 年 7 月 4 日(日) 午前 5:00~7:00

※なお、当日大雨等で作業が困難な場合は、延期します。(日程については後日連絡します)

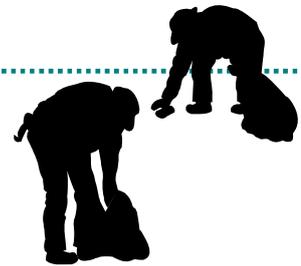
■作業内容

河川敷等に投棄されたゴミ(空き缶・空ビン・廃プラスチック・紙屑)の回収

雑木・雑草の刈り払い

※空き缶・空ビン・金属・燃えるゴミに分けて収集して下さい。

※家庭のゴミと思われるものについては、回収いたしません。



問 地域振興課建設班 Tel42-2117

ハチマルニイマル 歯っぴいライフ8020募集中!

福島県と福島県歯科医師会では、「80歳で20本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする8020(ハチマルニイマル)運動の一環として、現在十分機能している歯を20本以上保持している80歳以上の方を表彰いたします。

20本以上自分の歯が残っていらっしゃる方は是非ご応募ください。

■対象者

福島県にお住まいの方

昭和5年6月30日以前に生まれた80歳以上の方

十分に機能している自分の歯が20本以上ある方

※すでに「歯っぴいライフ8020」認定書をお持ちの方は除きます。

■募集期間

平成22年6月1日(火)~6月30日(水)まで

■応募方法

最寄りのかかりつけ歯科医院(福島県歯科医師会会員)に応募することを申し出て、口腔の健診と生活習慣に関するアンケート調査を受けてください。(健診等は無料です。)

自薦・他薦は問いません。



○ 所定の要件を満たした応募者全員に認定証を贈呈します。

○ 表彰は11月14日(日)に福島県文化センターにおいて開催される「うつくしま、ふくしま。歯の祭典」で行います。

問 福島県保健福祉部健康増進課 Tel024-521-7236

福島県歯科医師会 Tel024-523-3266

年金記録の回復に伴って年金（時効特例交付）が支払われた方に物価上昇分の加算金が（遅延加算金）が支払われます

年金時効特例法(平成19年7月施行)により、年金記録の回復に伴って年金が過去5年以上前にさかのぼって支払われる場合に、当時の年金(時効特例給付)が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金として支払うものです。

○対象となる方

- 1、平成21年4月30日以前に時効特例給付が支払われた方
→ 請求手続きが必要となります。
(平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。)
- 2、平成21年5月1日以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方
→ 請求手続きは不要です。
(自動的に手続きを行い、お支払いをいたします)。
一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金のお支払の対象となります。

○請求が必要な方の手続き

一定の要件を満たす方にはダイレクトメールを順次発送いたします。また、今すぐに手続きしていただくこともできますので、お近くの年金事務所にご相談していただいた上で、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。

○詳しくは下記までお問い合わせください。

問 会津若松年金事務所 TEL0242-27-6951
ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165(IP電話・PHSからは、03-6700-1165)

平成22年5月分工事等入札結果

平成22年5月の柳津町建設工事等入札のうち、指名競争入札により落札価格が100万円以上の工事・委託についての結果です。なお、100万円以下の入札結果については役場1階総務課企画財政班において閲覧が出来ます。

指名競争入札【工事】

(価格:税込価格 単位:円)

入札日	工事名	工事箇所	予定価格	落札価格	落札業者
5月14日	柳津保育所屋根塗装工事	大字柳津字薬師堂上地内	7,297,500	7,140,000	渡部塗装工業(有)
5月14日	きめ細かな交付金事業測量設計業務委託	大字小橋字穴釜地区外	3,990,000	3,885,000	柳津測量設計(株)

問 総務課 企画財政班 TEL42-2113